管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号)の一部

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

備考(略)	(略)	知 事 部 局	(略)	機関	別表第一(第二	
	(略)	理事 局長 経営戦略審議官 理監 広島サミット推進審 管理監 広島サミット推進審 で理監 広島サミット推進審 で理監 広島サミット推進審 で理監 広島サミット推進審 で理監 防災航空センタ 一長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 を事 経営企画監 主幹	(略)	職	一条関係)	改正後
借					別表第	
備考 (略)	(略)	知 事 部 局	(略)	機関	第 一(第1	
	(略)	理事 局長 経営戦略審議官理監 部長 経営戦略審議官 危機を非導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次 長 企業誘致担当次長 担当課長 政策監監 ಘ事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	(略)	職	条関係)	改正前

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。